

堺市社会的養育推進計画概要版（案）

計画策定の趣旨

平成28年に児童福祉法等が改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことにより、平成29年8月に国が「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。

本計画は、新しい社会的養育ビジョンの方向性と堺市の現状を踏まえて、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示し、子どもの最善の利益の実現に向けた取組を計画的かつ速やかに推進することを目的に策定します。

計画の位置づけ

平成27年3月に策定した「第二次大阪府社会的養護体制整備計画（都道府県推進計画（堺市）」（平成27年度からの15年計画）を全面的に見直し、令和元年度中に新たな計画として策定します。

関連計画

本計画は、堺市の子どもとその家族に関する施策を体系化し、妊娠・出産から乳幼児期、学童期及び青少年期に至る切れ目のない子ども子育て施策を総合的に推進する計画として策定する「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和2年3月策定）の内容と整合を図りながら策定します。

計画の推進にあたっては、同プランに掲載されている事業との連携・調和を図りながら取り組みます。

計画の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ①代替養育を必要とする子ども数は、児童人口及び社会的養護児童数の実績並びに将来推計児童人口を基に算出した「将来推計社会的養護児童数」から「児童自立支援施設及び児童心理治療施設入所児童数」を差し引いて見込んでいます。
- ②里親等委託が必要な子ども数は、医療的ケアの必要性や行動の問題等により、里親家庭やファミリーホームでの養育が困難な子ども等に留意する必要がある場合に用いる国の算式により算出しています。

（単位：人）

年度		H30 (現状値)	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
代替養育を必要とする子ども数		322	333	331	329	326	325	323	320	318	316	313	312
内訳	里親等委託が必要な子ども数	40	188	187	185	183	183	182	180	179	178	176	175
	施設で養育が必要な子ども数	282	145	144	144	143	142	141	140	139	138	137	137

子どもの最善の利益の実現に向けた主な取組

子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、次の8項目の取組を推進します。

項目	主な取組内容
1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護に関する施策や施設等で暮らす子どもの権利を守る方策を検討する際には、当事者である子ども（社会的養護の経験者を含む）から聞き取りを実施。 国の調査研究を踏まえ、子どもの権利擁護を図る新たな仕組みを検討。
2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 家庭相談員等の体制強化を図り、令和4年度を目途に子ども家庭総合支援拠点の設置を推進。 児童家庭支援センターの専門性を生かして、子ども相談所や区の子育て支援課を補完する事業を強化。
3 里親等への委託の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 里親の開拓等にノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や実践を伝えることができる里親会との協働により、子育て支援や社会貢献に関心のある層を中心に働きかけ、新規の里親開拓を推進。 改修費補助制度を活用しファミリーホームの設置を促進。
4 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 実親や親権者が行方不明や死亡等で意向確認ができない場合、弁護士と法的対応を協議し、特別養子縁組等の成立をめざす。 医療機関と連携し、乳児委託促進事業を実施。
5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設本体施設の近隣に、地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの設置を促進。 ケアニーズの高い子どもの複雑な行動上の問題等を解消できるよう、児童養護施設本体施設に心理職や看護師等専門職を配置するとともに、保育士や児童指導員の配置を充実し、集中的にケアできる体制整備を支援。
6 一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所に入所する子どもの増加に対応するため、一時保護所を増築し受入枠を確保。 一時保護を安定的に受け入れるため、児童養護施設に一時保護専用スペースを設ける。
7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 進路の選択肢を増やすため、就学についての相談支援を丁寧を実施。 大学等への進学をめざす人を支援するため、就学者自立生活援助事業の実施を検討。
8 児童相談所の強化等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和2～4年度の3年間で、児童福祉司及び児童心理司を増員し、100人体制に拡充。 警察との連携を強化。

目標の設定

①令和11年度における里親等委託の子ども数及び里親等委託率の目標値

区分	H30 (現状値)	R6	R11	(R21)
代替養育を必要とする子ども数	322人	323人	312人	312人
里親等委託の子ども数	40人	75人	110人	175人
里親等委託率	12.4%	23.2%	35.3%	56.1%

※ 国の算式にて算出した令和11年度の里親等委託が必要な子ども数（理想値）は、175人ですが、本市の現状（里親等委託子ども数や登録里親数の増加率等）を勘案し、毎年7人ずつ増える計算で、110人を目標値とします。なお、令和21年度を目途に175人の委託を推進します。

②里親等委託先の確保数の目標値

区分	H30 (現状値)	R6	R11
登録里親数	74組	122組	172組
ファミリーホーム	箇所数	1箇所	3箇所
	確保数	6人	15人

※ 左欄3の取組により、登録里親を毎年10人ずつ増やすとともに、ファミリーホームの設置を促進し、里親等委託先を確保します。

③令和11年度における施設種別の子ども数及び確保数等の目標値

区分	H30 (現状値)	R11
施設で養育が必要な子ども数	子ども数	282人
	確保数	282人
施設種別内訳	箇所数	12箇所
	子ども数	60人
地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア	確保数	72人
	箇所数	4箇所
本体施設	子ども数	142人
	確保数	210人

※ 左欄5の取組により施設の小規模かつ地域分散化を推進します。